

区内および近隣に在住、在勤の看護師・准看護師の皆さまへ



災害時、あなたの力が 필요합니다！

～ねりまサポートナース（練馬区医療救護所医療従事スタッフ）への事前登録のお願い～

練馬区では、震度6弱以上の地震が発生した場合、区内10か所の小・中学校に「医療救護所」を開設し、医師等の医療スタッフが軽症者の手当等、医療救護活動を行います。発災時にこの活動にご協力いただける看護師の皆さまの事前登録をお待ちしています。

多摩直下地震（震度6弱）で想定される区内負傷者数・・・最大5,389人

各医療救護所では200人前後の軽症者を処置することが予想されます。医師や薬剤師等に加えて、看護師の皆さまの協力が必要不可欠です。

医療救護所でのケガ人の手当にご協力ください

救護活動までの流れ



地震発生

震度6弱以上の地震が発生!!



安全確保

ご自身・ご家族の安全を確保します



参集

登録カードを持参し医療救護所に集合します



救護活動

ケガ人の手当等にご協力ください

概ね72時間が活動の目安

事前登録手続きの流れ

①

申込書記入

登録申込書を記入します

②

書類用意

本人確認書類や資格証明書の写しを用意します

③

送付

①②の書類を担当まで郵送します

④

カード受領

区役所から送付される登録者カードを受領して登録完了です

制度の名称

練馬区医療救護所医療従事スタッフ登録制度

募集概要

1 活動内容

練馬区で震度6弱以上の地震が発生した際、医療救護所(※1)に集合し、トリアージ(※2)や軽症者の手当など、医療救護活動に従事していただきます。

※1 原則ご希望の医療救護所を従事場所に指定させていただきます。

※2 患者の重症度に基づいて、治療の優先順位を決定することをいいます。

2 対象者

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する看護師・准看護師で、区内および近隣に在住・在勤の方。 ※ 就労の有無や経験は問いません。

3 申込方法

申込書に必要事項を記入し、以下の書類を添付の上、下部の担当窓口にご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

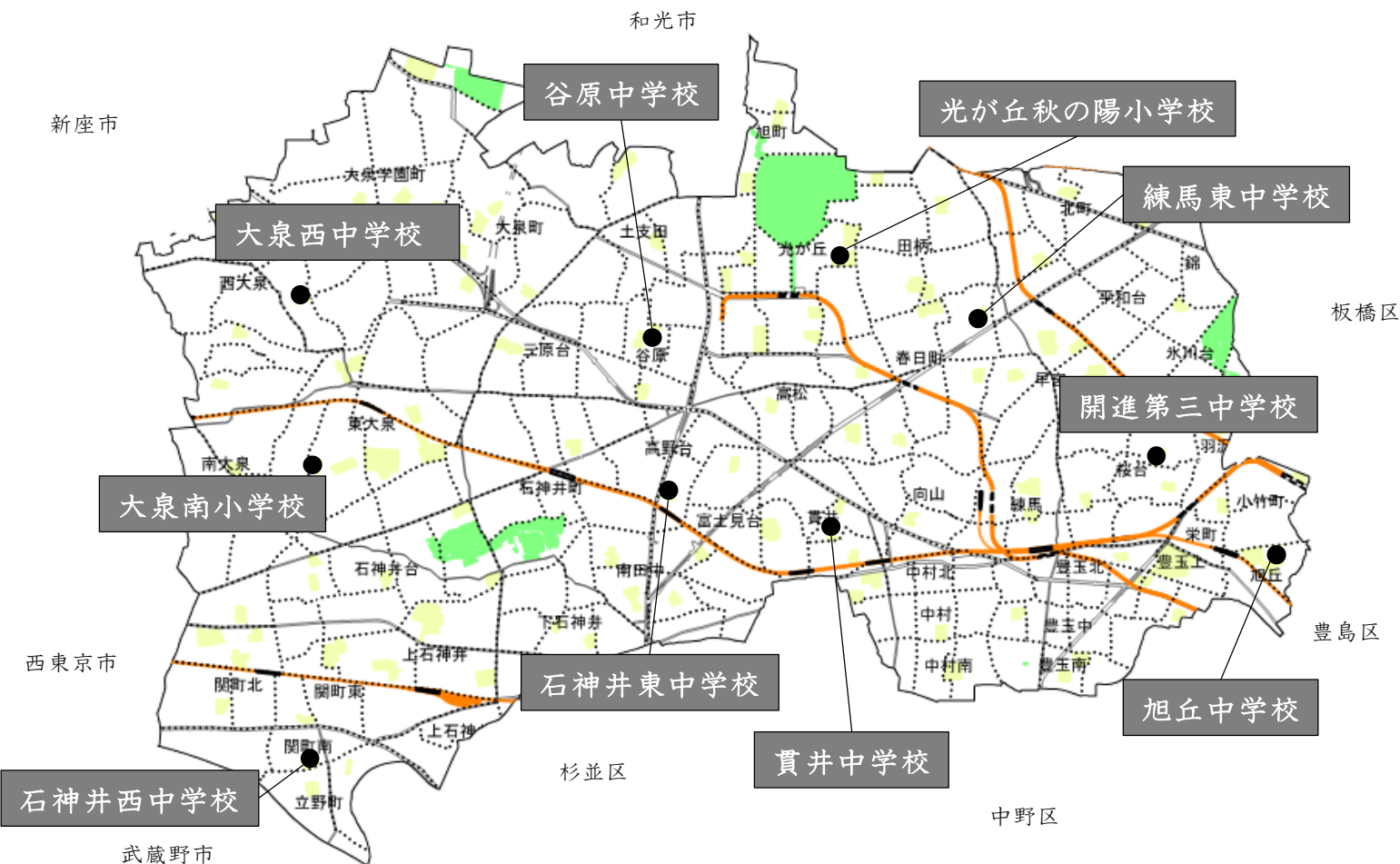
【添付書類】①看護師・准看護師免許の写し

②本人確認ができる書類の写し(例:運転免許証、パスポートなど)

4 その他

- ・参集にあたっては、ご自身やご家族の安全を最優先してください。
- ・年2回程度実施している医療救護所訓練に見学・参加することができます。
- ・ご登録いただいた方には「登録者カード」を発行します。
災害時に持参することで速やかな医療従事が可能です。
- ・災害時に医療救護活動をした場合は、手当の支給やケガの補償等があります。

医療救護所配置図



【問合せ】練馬区地域医療担当部地域医療課管理係 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階
電話: 03-5984-4673 (直通) FAX: 03-5984-1211